

平成25年度の検認実施について

- ・平成25年検認の被扶養者資格チェック
- ・「健康保険被扶養者確認調書」記入例
- ・被扶養者の年間収入について

「健康保険被扶養者確認調書(以下「確認調書」という。)」がお手元に配付された方は、必要事項を記入・捺印のうえ、被扶養者の収入状況等を証明する添付書類を添えて、事業主(会社)経由で(任意継続被保険者の方は直接)当健保組合に提出してください。
以下に概要を記載しておりますので、参考してください。

1. 検認対象者について

平成25年7月1日現在在籍し、平成25年4月1日現在満18歳以上の被扶養者を有する被保険者を対象とします。

ただし、次に該当する被扶養者については今回の検認対象外とします。

- ① 平成25年1月1日以降新たに認定された被扶養者
 - ② 平成25年11月1日までに後期高齢者医療制度に該当する被扶養者
 - ③ 平成25年7月1日以降平成25年11月1日までに資格喪失する(した)被保険者の被保険者
- ※上記①②に該当する被扶養者については、「確認調書」に記載されておりません。

・「健康保険被扶養者確認調書」記入例

2. 添付書類について

基本的な添付書類を挙げていますので、被扶養者の状況により追加書類を求める場合があります。

・添付書類について

平成25年度「所得証明書」または「非課税証明書」(原本)

「確認調書」に記載されている被扶養者全員分を提出

※給与以外の収入を把握する必要があるため、源泉徴収票は不可とします。

※無職無収入、学生、年間収入限度額130万円(60歳以上または障害年金受給者は180万円)未満の場合であっても必ず提出してください。

世帯全員の住民票(写し可)

被保険者の配偶者・子以外の該当被扶養者全員分を提出

※ 該当被扶養者が属する世帯全員が記載されている住民票を提出してください。

※ 被保険者と該当被扶養者が同一住所で、別世帯になっている場合は、被保険者の住民票もあわせて提出してください。

※ 「続柄」が記載された住民票を提出してください。

※ 平成25年7月1日以降に発行された住民票と提出してください。

「年金改定通知書」または「年金振込通知書」等(全ページ写)

該当被扶養者が、所得証明書に反映されない年金(障害年金、遺族年金、恩給等)を受給している場合は、それぞれの年金毎に直近のもの。

※ 平成24年または平成25年の途中から年金の受給を開始した、または、年金額が変更となった場合は「年金証書(写)および年金改定通知書(写)・支給額変更通知書(写)」も添付。

平成24年分確定申告書および収支内訳書(写し)

① 事業(営業等・農業)収入、不動産収入がある被扶養者は、平成24年分「確定申告書」(写)および平成24年分「収支内訳書(または所得税青色申告決算書)」(写)を提出してください。

② 配当・利子収入、雑収入(公的年金を除く)がある被扶養者は、平成24年分「確定申告書」(写)を提出してください。

※ 所得証明書に事業(営業等・農業)収入、不動産収入等の記載があるが、税務署に対して確定申告を行っていない場合は、市区町村へ届出た(「市(区町村)民税・県民税申告書」等)の写しを提出してください。

※ 当健保組合が被扶養者認定上、必要経費とみなす経費は、所得税法上の必要経費の取扱いとは異なります。

・当健保が認める必要経費

3. 検認により資格喪失

以下のいずれかに該当する場合は、被扶養者の資格が喪失となります。

- (1) 被扶養者が就職等により、他の健康保険の資格を取得した場合(被扶養者が、後期高齢者医療制度に該当となった場合を含む)
- (2) 被扶養者の年間収入額または年間収入見込額が、収入限度額の130万円(60歳以上または障害年金受給者は180万円)以上ある場合
- (3) 被扶養者の年間収入額または年間収入見込額が、上記(2)の収入限度額を超えない場合であっても、被保険者の年間収入の1/2以上ある場合
- (4) 被保険者の直系尊属、配偶者、子、孫および弟妹を除く三親等以内の親族で被保険者と同一世帯に属していない場合
- (5) その他、被保険者との生計維持関係が確認できない場合

(確認調書および資格確認のための添付書類の提出がない場合を含む)

(例) ①被扶養者が別居している被保険者の直系尊属、孫および弟妹であって、被保険者が継続して生計費を送金していない場合

②被扶養者の婚姻

③被保険者の離婚に伴う、子の扶養替え

④被扶養者の死亡等

※上記(1)に該当し、かつ(2)～(5)のいずれかに該当する場合は、(1)を優先します。

4. 資格喪失日について

資格審査の結果、資格喪失となる方の資格喪失日は以下のとおりです。

- (1) 被扶養者が就職等により他の健康保険の資格を取得した場合は、その資格を取得した日を、被扶養者の資格喪失日とします。
- (2) 平成24年中の年間総収入合計額(平成24年1月から平成24年12月までの収入合計額)が収入限度額以上に達した場合、または、平成24年2月以降に収入が発生した場合で、発生した日から向こう1年間の年間総収入合計額または年間総収入見込合計額が収入限度額以上に達する場合は、健保組合がその事実を確認した日(健保組合が取消申請書を受理した日)を資格喪失日とします。
※上記(1)、(2)のいずれにも該当する場合は(1)を優先します。
- (3) 以下の①～③については、その状況により健保組合が資格喪失日を決定します。
 - ①「確認調書」および添付書類の提出がなかった場合
 - ②「確認調書」に「取消予定」と記入しているながら取消手続きがなかった場合
 - ③検認により無資格となる被扶養者について、健保組合より通知した方の取消手続きがなかった場合

・平成25年検認の被扶養者資格チェック